

Risk Management Report

[防災調査の現場から 第5回]

皆様が抱えているさまざまなリスクに対し、最適な保険をご提供するとともに罹災時の損害の軽減対策もあわせてご提案致します。今回は“危険物管理その1”です。

●「身近にある危険物って、何？」

一般的に皆さんが思い起こす【危険物】についてアンケートを採ってみました。

「花火」「セルフガソリンスタンドのガソリン」「除光液」「混ぜると硫化水素を発生させる洗剤」「殺虫剤スプレー缶」「ドライアイス」…等々、いろいろな答えが返って来ましたが、やはり、爆発、やけど、中毒というイメージのあるものを挙げる方が多いですね。事実、花火(火薬類)・ガソリン・除光液(アセトン)・スプレー缶のガス(可燃性ガスの場合)は危険物になります。



えっ！これが危険物！ これも危険物？

ご存知の方がいるかも知れませんが、綿花、ぼろ布、紙くず、わら類は、消防法第9条の3に定められる「指定可燃物」として危険物に該当します。また、オリーブ油、ラード(豚脂)、マーガリン等の動植物油も「第4類引火性液体」として危険物に該当します。

綿花やぼろ布等は、火災発生時に延焼拡大し易く、消火活動が著しく困難となるため、その貯蔵・取扱いの基準については市町村条例で定められています。



特に、ぼろ布やキッチンペーパー等にオリーブ油等の動植物油がしみ込んだ状態で放置された場合、空気中の酸素と化合して発生する熱が蓄積し、自然発火し易くなります。普段、皆さんが家庭で何気なしに使用しているものでも、危ないものが意外とあるものですね。

【クイズ】 それでは、「トイレの香水(芳香剤)は…？」(回答は次のページ)



●「そもそも【危険物】って何？」

危険物とは…

明確な定義はありませんが、「人、動植物、環境、物体、財産等」に身体上・健康上・環境上・何らかの害を与える危険性を持っているものと言えます。法律上では、「人体等の健康に有害」という面から「毒物・劇薬取締法」が制定され、運送中や作業中の人体並びに環境汚染を引き起こす危険性の面から「高圧ガス保安法」「労働安全衛生法」「建築基準法施行令」あるいは「各種の危険物運送基準」「貯蔵規則」「火薬類取締法」が制定されています。

「消防法」では、特に被害が大きくなり易い火災の原因となり得る物質の範囲、製造・貯蔵・取扱設備の設置、保管方法、取扱数量について規制しており、**危険物の類別、品名、指定数量**などが消防法別表1などに詳細に定められています。(次回でご説明します。)



●「危険物を取り扱うための資格があるの？」

危険物の管理

・危険物を取り扱う方が取得すべき必要な資格が危険物の種類によって決っています。

次の3種類があります。

【危険物取扱者制度】(消防法第13条の2の②)

- ・甲種危険物取扱者…全ての種類の危険物
- ・乙種危険物取扱者…「消防法別表1」指定の類別(第1類～第6類)毎の危険物=第4類を取得した場合、特殊引火物、アルコール類、第一石油類～第四石油類及び動植物油類までの危険物が扱える
- ・丙種危険物取扱者…ガソリン、灯油、軽油、第三石油類(重油、潤滑油及び引火点が130℃以上のものに限る)、第四石油類及び動植物油類=限定認可である

(この内容についても、次回ご説明致します。)

その他にも「危険物施設保安員」「予防規程」「保安監督者制度」「保安検査」「定期点検」等の各種の規定や取扱い基準を定め、安全の確保を図っています。

【コラム】＜新型インフルエンザと消毒用アルコールのお話＞ **要注意！**

2009年4月メキシコで発生した「A型H1N1亜型インフルエンザ」が世界的に広がり、世界保健機構(WHO)はパンデミックを宣言し、警戒水準をフェーズ6に引き上げました。この時、とある企業が、来客者や従業員のために消毒用アルコール(濃度70%)を購入しましたが、心配性の社長は、品不足を懸念して大量に購入しました。その結果、後日査察にきた消防署員より所轄消防署への「危険物保管の届出が無い」とお叱りを受けてしまいました。濃度60%以上のアルコール保管量が $400\text{L} \times 1/5 = 80\text{L}$ 以上の場合は、届け出ることになっています???

今回は、工場の製造工程で使用される「危険品の種類」と「現場の管理状況」について具体的にご説明します。

【クイズの答】＜トイレの香水は…＞

「危険物第4類引火性液体第2石油類に該当し、灯油・軽油と同等の揮発性のある危険性を有する物質」となります。更にスプレー式となると、噴射用のガスの危険性も加わりますので、より危険度の高い家庭用品になります。